

大阪市条例第8号

大阪市うめきた先行開発地区エリアマネジメント活動事業分担金条例の一部を改正する条例

大阪市うめきた先行開発地区エリアマネジメント活動事業分担金条例（平成27年大阪市条例第64号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(連帯納付義務) 第6条　〔略〕 2　前項に規定する連帯納付義務については、民法（明治29年法律第89号） <u>第436条、第437条及び第441条から第445条までの規定を準用する。</u>	(連帯納付義務) 第6条　〔同左〕 2　前項に規定する連帯納付義務については、民法（明治29年法律第89号） <u>第432条から第434条まで、第437条及び第439条から第444条までの規定を準用する。</u>
備考　表中の〔 〕の記載は注記である。	

附　則

この条例は、公布の日から施行する。